

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

公共交通機関や、高齢者、障害者等が社会生活において利用すると認められる建築物等について、
バリアフリー施策を総合的・一体的に推進

建築物等のバリアフリー化



自動式引き戸、段差のない出入口



多機能トイレ

ハートビル法等による取組み

旅客施設等のバリアフリー化



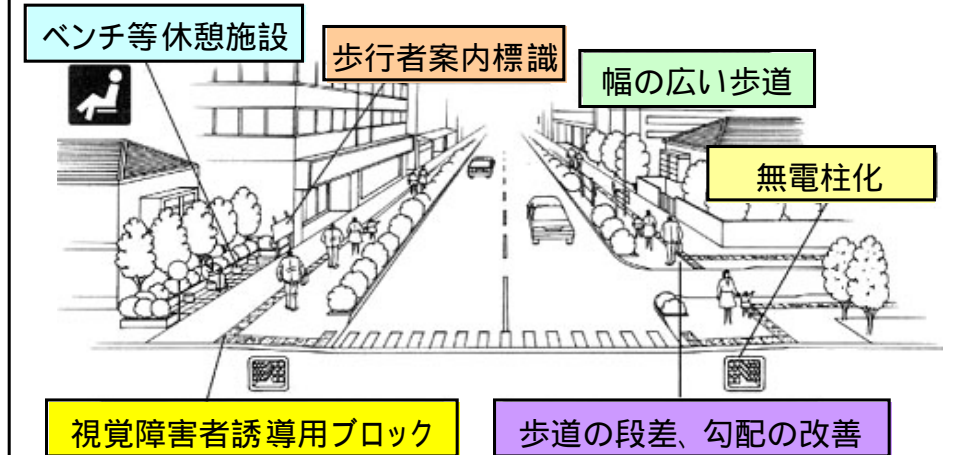
案内誘導用ブロック・エレベータの設置
幅の広い改札口



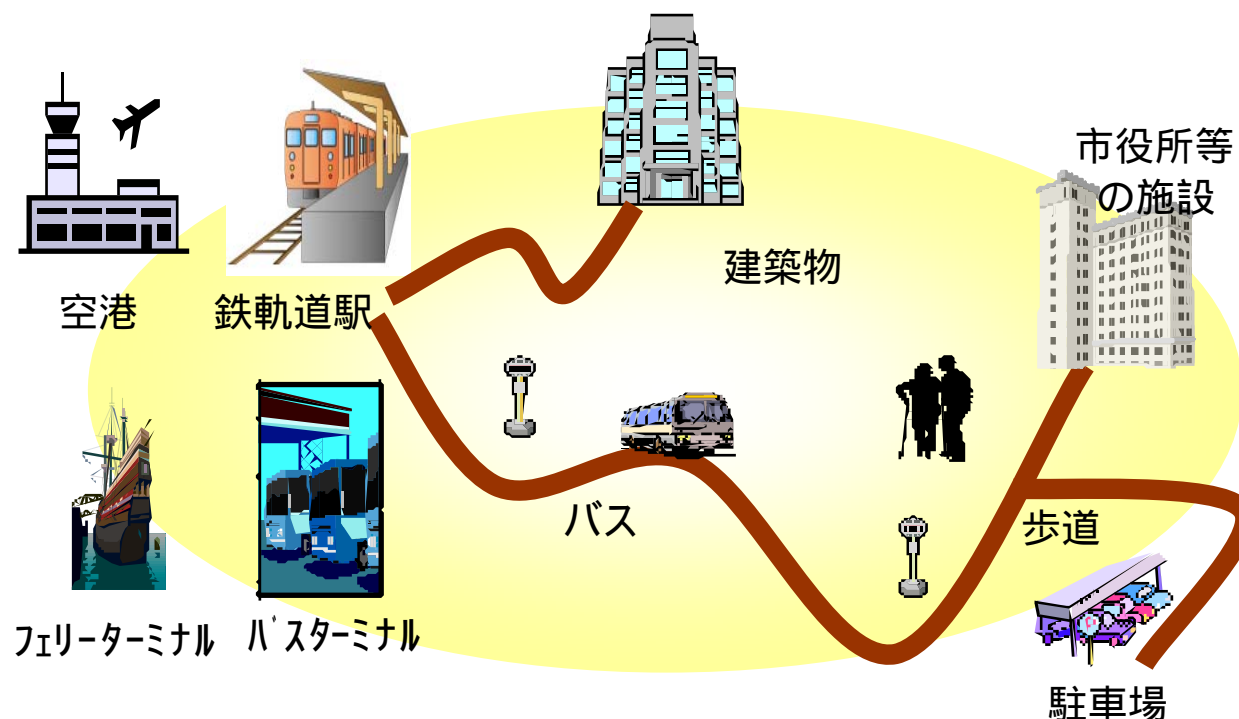
交通バリアフリー法による基本構想

交通バリアフリー法等による取組み

公共施設のバリアフリー化



総合的なバリアフリー法の制定（ハートビル法と交通バリアフリー法の一体化）



- 旅客施設だけでなく建築物も含めた**連続したバリアフリー空間**の形成などに向けた**総合的なバリアフリー化に係る国の基本方針**を策定する。
- 総合的なバリアフリー施策を展開するため、バリアフリー化の**計画エリアの拡大**や、旅客施設に加え、その**周辺施設についてもバリアフリー化**を促進する。
- 基本構想の策定を促進するため、バリアフリー化の基本的な方向性について合意した場合には、基本構想の内容のうち**基本的な方向性を先行して定め**、具体的な整備計画は後から定めることができることとする。
- 様々な利用者の意見を反映させるため、基本構想策定の際の協議会の設置等による**当事者参加**や、基本構想の素案に関する**NPO・住民等からの提案を制度化**する。

施設管理者間の管理協定による連続的なバリアフリー化

複数の民間ビル所有者が共用施設の整備・管理に関する建築協定を締結、民間ビル内のエレベーター・通路を活用したバリアフリーネットワークを構築

現状

- 各ビル毎にバリアフリー化を行っても、連続性が必ずしも確保されない。
- 空間の制約等によりバリアフリー経路となるエレベーター等の整備が単独の所有者のみでは困難な場合がある。
- 仮にバリアフリーネットワークを整備しても、開放時間が異なる、適切な維持・保全がなされないなどの理由により連続的な機能が確保されない可能性がある。

建築協定の活用・拡充

- 建築協定において、バリアフリーネットワークの整備に関するルール(例:経路の位置、高さ、幅等)を定める。
 - あわせて、エレベーター・通路等の共用施設の開放時間、維持・保全等の管理に関するルールを定める。【拡充】
- ➡ 将来にわたり、バリアフリーネットワークの機能を確保

建築協定によるバリアフリーネットワーク構築のイメージ

バリアフリーネットワーク

エレベーターの整備

段差のない自由通路の整備

適切な維持・保全

開放時間のルール化

費用負担のルール

公共交通の利用円滑化の推進

地域住民の団体等の主体的な参画や、駅など交通結節点における関係者等の協力・連携による取組みを促進
関係者間の合意形成・利害調整を促進する仕組み、事業実施に当たっての支援制度等を確立

『公共交通改善推進総合プログラム』の活用

地域の公共交通をめぐる課題に対して、地方運輸局が中心となってその具体的解決策と関係者の役割分担などを定める「公共交通改善推進総合プログラム」を活用し、関係者間の合意形成を促進

具体的な事業実施に向けた計画の作成

『公共交通利用円滑化計画(仮称)』の作成・実施

公共交通の維持・改善に関する以下の取組みについて関係者が共同で計画を作成した場合には、国は、その実現可能性、継続性等を判断した上で、必要な支援措置を実施

交通事業者と地域住民の団体等との
協働による利便性向上

交通結節点の関係者の協働による
交通結節点の利用改善

複数の交通事業者の協働による
乗継円滑化

(関連する必要な支援措置等)

- 計画作成の促進のための国土交通大臣による計画作成促進措置
- 地域交通の利用円滑化等に関する協議会の設置
- 公共交通の利用に関する情報提供(交通事業者による乗継情報提供、モデル事例に関する情報提供等)の促進
- 関係者による取組みを促進するため、新たに公共交通利用円滑化に関する支援制度を創設、既存交通関係支援の優先・同時採択

以下の取組みを促進

NPO等地域住民の団体等による利用促進活動

- 地域住民の団体等と交通事業者との協働による旅客輸送の提供
- 地域住民の団体等による情報提供、啓発活動その他の公共交通サービスの改善 等



駅など交通結節点の関係者等による利便性向上の取組み

- 乗継情報システム、案内板の整備
- 乗り場の再配置・改善
- 異なる事業者間における乗継割引の実施
- 共通ICカードの導入 等



ユビキタスネットワーク技術を活用した場所情報システムの展開

自律移動支援プロジェクトにおける実証実験成果を踏まえ、地方自治体等との連携を図りつつ、モデル地域で展開

関係省庁等におけるユビキタスネットワーク技術の研究・検討とも連携した「ユビキタス場所情報システム」の多角的な活用の推進

「ユビキタス場所情報システム」…電子タグ、無線、赤外線、センサー等の通信機器をネットワークで結び、あらゆる「場所」に関する情報を利用者の属性に応じて利用できる情報システム。

自律移動支援プロジェクトの推進

これまでの取組み

電子タグ等の最先端のユビキタスネットワーク技術を活用し、「いつでも、どこでも、だれでも」が必要な情報を提供し、高齢者、障害者、訪日外国人観光客等に対し、自律移動を支援するシステムの構築に向け、産学官民の連携体制のもと、16・17年度に神戸などで実証実験を実施し、仕様書を策定。



ユニバーサルデザイン政策大綱に基づき、すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、地方自治体等と連携を図りつつ、下記の通り、各地への展開に向けた取組みを推進する。



「ユビキタス場所情報システム」の多角的な活用の展開(関係省庁等とも連携)

公物管理の高度化の研究(構造物の損傷・変状情報の発信、土砂災害の初期変動の検知等)
国際競争力のある観光地の戦略的形成(外国人等地理不案内者に対する事故・災害情報も含めた地域総合観光情報の提供等)
ネットワークロボット技術の研究開発の成果を活用した道案内・情報提供の実証実験(総務省)
センサー同士の自律的な情報の流通を実現するユビキタスセンサーネットワーク技術の研究開発(総務省)
食品流通の効率化の研究(在庫管理、流通履歴管理など)(農林水産省)

等関係省庁、関係機関等とも連携

関係省庁、関係機関等と連携した「ユビキタス場所情報システム」の利用、活用、展開の基本方針策定

普及・促進

ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた国土交通行政の見直し

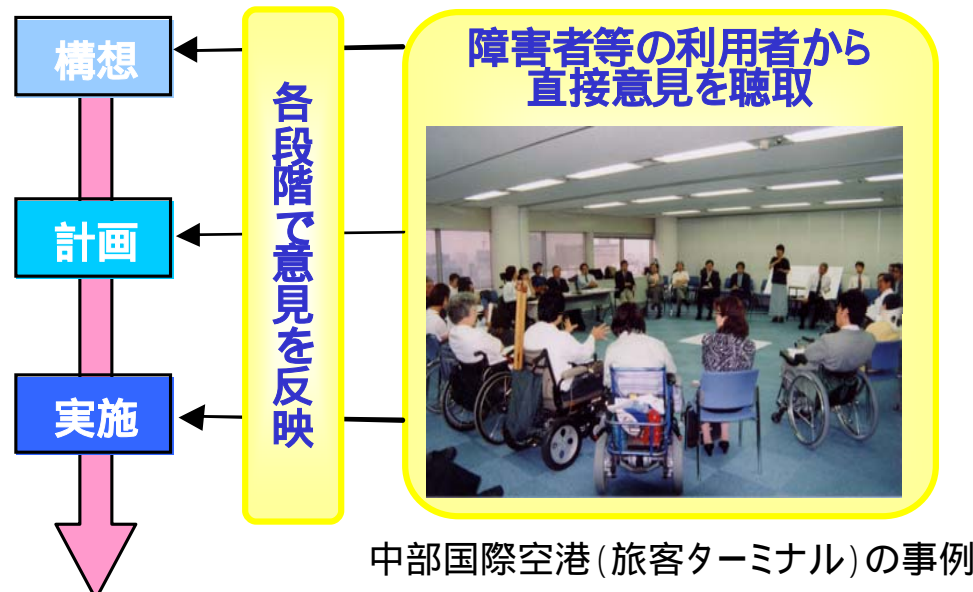
様々な段階における多様な関係者の参画

事業や施策の実施による成果を評価し以後の取組に反映(スパイラルアップ)

全国普及に向けた先導的取組を重点支援(リーディング・プロジェクト/エリア)

多様な関係者の参画への取組

- 構想から計画策定、実施、管理に至る様々な段階において、利用者や住民、NPO等の参加を得て意見を反映させる仕組みを創設。
- 住民、NPO等が計画作成主体等に対し提案できる仕組みを創設するとともに、このような地域における多様な活動の担い手としての住民、NPO等に対して支援。
- 国土交通省自らが、所管事業において先導的に取組を実施。(官庁施設などの整備を行う際に、ワークショップを開催するなど、周辺の地域を含めた住民や関係者との連携を図る。)



多様な利用者のニーズの反映

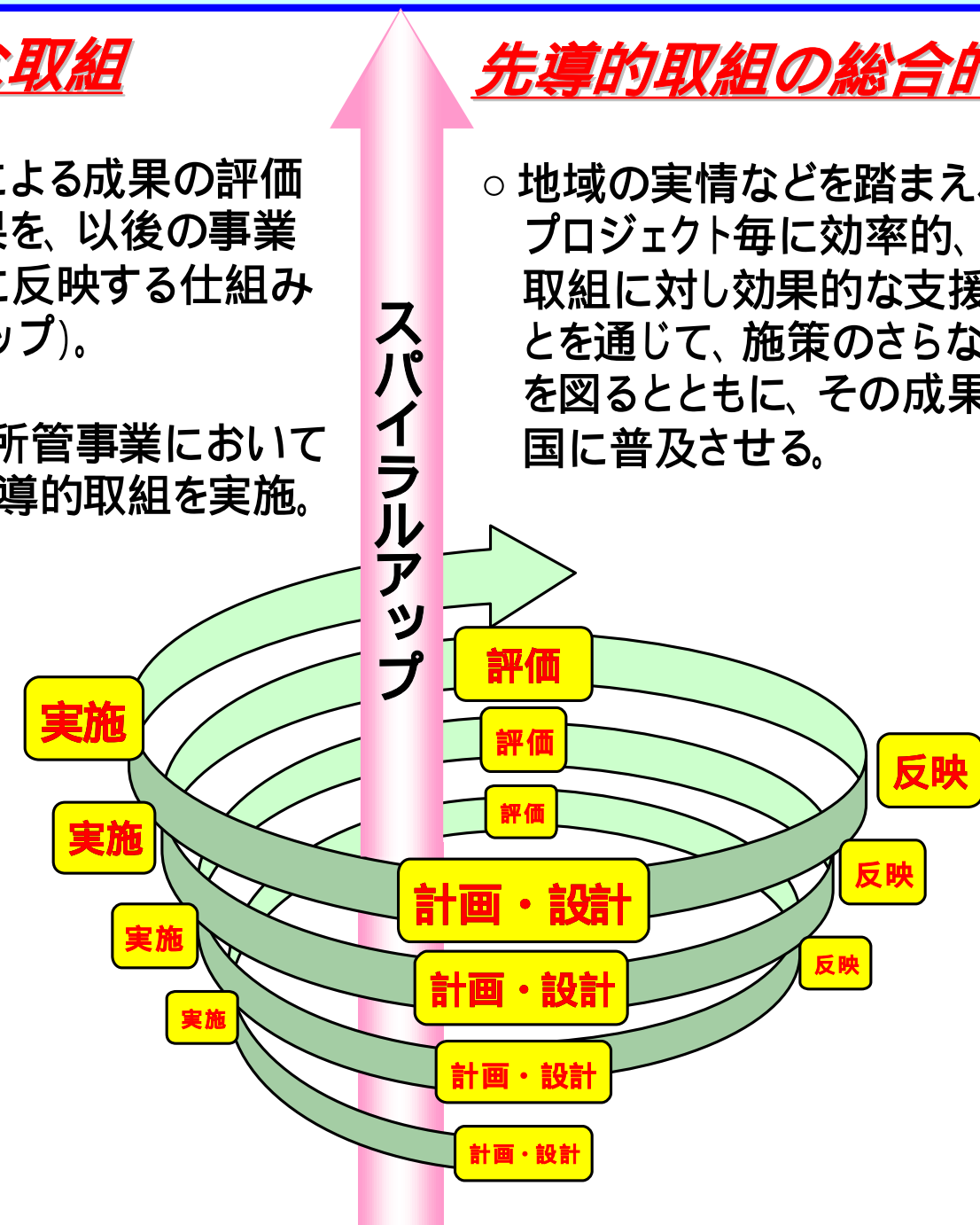
全国へのユニバーサルデザインの普及

持続的・段階的な取組

- 事業や施策の実施による成果の評価を行い、その評価結果を、以後の事業や施策の立案・実施に反映する仕組みを創設(スパイラルアップ)。
- 国土交通省自らが、所管事業においてスパイラルアップの先導的取組を実施。
- 利用者の視点に立った満足度などを客観的に評価するために、「ユニバーサルデザイン指標」を作成。
- 事例について、情報収集・蓄積を行い、公表する。

先導的取組の総合的展開

- 地域の実情などを踏まえ、エリア・プロジェクト毎に効率的、先導的な取組に対し効果的な支援を行うことを通じて、施策のさらなる高度化を図るとともに、その成果を広く全国に普及させる。



他の施設へのユニバーサルデザインの普及

新たな制度的枠組みの下での総合的・計画的な住宅政策

住宅政策の基本理念や国等の責務を明確化し、住宅建設五箇年計画に替わる住宅政策に関する基本的計画を新たに策定。
市場重視・ストック重視の政策展開、住宅セーフティネットの機能向上を通じ、豊かな住生活の実現を図る。

背景事情

(住宅事情等)

- 住宅ストックの量の充足
住宅数 約5,400万戸、世帯数 約4,700万世帯(H15)
- 世帯数の増加幅減少(下図参照)
- 依然低水準な住宅ストックの質と住環境
(例)耐震性が不十分な住宅約1,150万戸、防災上危険な密集市街地約8,000ha
- ライフステージ等に応じた国民の居住ニーズと住宅ストックのミスマッチ
4人以上の持家世帯の約3割が100㎡未満の住宅に居住する一方、高齢者単身・夫婦の持家世帯の約半数が100㎡以上の住宅に居住

国民の住生活の
安定向上のためには
住宅の新規供給
支援では限界

新たな住宅政策の基本的方向

市場重視・ストック重視の政策展開

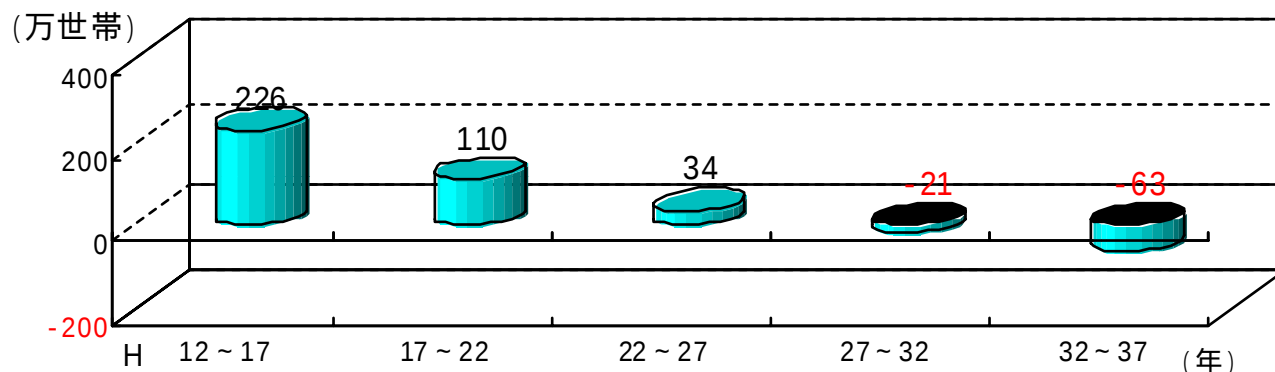
(市場機能が最大限に発揮される条件を整備し、既存ストックの質を高めながら有効に活用していく政策を重点的に推進)

住宅セーフティネットの機能向上

住宅建設五箇年計画(S41年より8次にわたり策定)

- 5年ごとの公的資金住宅の建設戸数目標を位置づけ
【公的資金住宅】
公営住宅、改良住宅、住宅金融公庫の融資を受けて建設等される住宅、独立行政法人都市再生機構が賃貸・分譲する住宅等

5年ごとの世帯数の伸びの推移【H17年以降は推計値】



(住宅セーフティネットを巡る現状)

- 公営住宅応募倍率(H15) 全国9.4倍、東京27.4倍
- 公営住宅の収入超過者割合(H15) 全国9.1%、東京9.2%
- 子育て世帯向け賃貸住宅の不足
- 高齢者世帯の増加(H27年には世帯数の4割を超えると推計)

国民・事業者・行政が共有すべき
住宅政策の**基本理念**と国等の**責務**の明確化

住宅政策に関する基本的計画を新たに策定

- 10年程度先の長期目標を設定
- 政策評価の実施と概ね5年ごとの見直し
- 成果指標を位置づけ
(耐震化率、高齢者世帯のバリアフリー化率、省エネ化率、都心・街なか居住の状況、ファミリー世帯の誘導居住水準達成率、中古住宅流通量、公的賃貸住宅のストックの状況など)

新たな計画の下で重点的に実施する施策の方向性

良質な性能、住環境及び居住サービスを備えた
住宅ストックの形成

長期にわたり住宅を資産として活用でき、多様な居住
ニーズを適時適切に実現できる市場の環境整備

市場において適正な水準の住宅を確保することが困難な
国民に対する住宅セーフティネットの機能向上

豊かな住生活の実現

新たな制度的枠組み